

財団法人せきしん地域振興協力基金 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人せきしん地域振興協力基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県関市東貸上12番地の1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、岐阜県下における地方公共団体その他の公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する地域の産業の振興発展、社会福祉の向上及び社会生活環境の整備に関する活動を支援し、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の産業の振興発展に関する活動の助成
- (2) 地域の社会福祉の向上に関する活動の助成
- (3) 地域の社会生活環境の整備に関する活動の助成
- (4) 前三号の活動に関する研修会及び講演会の開催並びに人材育成
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、岐阜県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を得て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に理事会の承認及び評議員会の同意を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 専務理事 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 10名以上15名以内
(理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 3名

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法59条の職務を行う。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 1 8 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

(事務局及び職員)

第 1 9 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営等について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

第 4 章 理事会

(構 成)

第 2 0 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 2 1 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 2 2 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第 2 3 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その請求があった日から 1 5 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、開会の日の 7 日前までに、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 30 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、及び助言する。

5 評議員会には、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 31 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定により解散するほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得たときに解散する。

(残余財産の処分)

第 33 条 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 34 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、岐阜県知事の設立許可のあった日（平成4年7月28日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

平成10年11月 5日変更

平成19年 6月27日変更